

資料9 建設業務提出図書一覧

提出書類	部数	備考
【竣工図（建築）】	1式	A1二つ折製本（1部）、A3二つ折製本（2部）、原図（1部）
【竣工図（電気設備）】	1式	A1二つ折製本（1部）、A3二つ折製本（2部）、原図（1部）
【竣工図（機械設備）】	1式	A1二つ折製本（1部）、A3二つ折製本（2部）、原図（1部）
【竣工図（公園設備施設）】	1式	A1二つ折製本（1部）、A3二つ折製本（2部）、原図（1部）
【解体図】	1式	A3二つ折製本（1部）、原図（1部）
【図面等が収録された電子媒体】	2部	DVD-R等（CADデータ（dxf、jwwの全ての形式で提出）、pdf）
【取扱説明書】	2部	A4ファイル
【交付金その他の国庫補助金申請で必要な書類】	2部	A4ファイル
【工事記録写真】	2部	適宜（電子データを含む）
【什器備品リスト】	2部	A4ファイル
【什器備品カタログ】	2部	適宜
【竣工写真】	2部	適宜（電子データも含む）※外観、主要室等をプロカメラマンにより撮影する。
【保証書（原本）】	1部	適宜
【事業に必要となる各種申請書および届出書の写し】	1部	1部
【その他必要な図面・資料】	1部	1部

注1 竣工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- (ア) 事業者は市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。事業者は、かかる竣工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
- (イ) 竣工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- (ウ) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が県の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

注2 成果物のサイズは協議による。

注3 部数に打合せ用資料は含まない。